

## 神奈川県建築基準条例の一部改正について

神奈川県建築指導課

### 1 改正の背景

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて住宅・建築物の省エネ対策を強力に進めるため、「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」が令和4年6月17日に公布され、建築基準法（以下「法」という。）等関係法令が3年以内に段階的に改正施行される。

そのうち、2年以内に施行されるものとして、建築物の省エネ化やストックの有効活用を進めるために、既存不適格建築物の大規模の修繕等における規制緩和等が行われることから、これに関連する神奈川県建築基準条例（以下「条例」という。）について、所要の改正を行う。

### 2 改正の内容

- (1) 都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内における既存不適格建築物に対する制限の緩和認定の整備（第56条関係）

条例第52条の6第1項（敷地と道路との関係）及び第52条の7（道路内の建築制限）の規定に関して既存不適格である建築物について、一定の条件を満たす大規模の修繕等であって、交通上（通行上）、安全上、防火上及び衛生上支障がないものについて同規定の遡及適用を緩和する認定規定を整備する。

- (2) 緩和認定に係る申請手数料の新設（別表関係）

改正後の法施行令第137条の12第6項及び同条第7項の規定に関して既存不適格である建築物の制限の緩和認定に係る申請手数料を新設する。

- (3) その他の改正（第43条及び第51条の3関係）

法令改正に伴う条項ずれへの対応等、所要の改正を行う。

### 3 施行期日

令和6年4月1日（改正法（2年以内施行分）の施行日）